

「表紙共 12枚」

令和6年7月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和6年8月8日(木曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1番 石井照久	11番 原田文利
2番 中島浩司	12番 中島幸一郎
3番 飯田 隆	14番 横田秀喜
4番 穴井浩司	15番 川津清則
6番 川良澄子	16番 井上俊勝
8番 湯浅正徳	17番 財津満寿光
9番 樋口虎喜	18番 梶原真悟
10番 高瀬義徳	19番 河津裕治

4 出席事務局職員

局長 木村和心 主幹(総括) 今田秀樹 主幹 武内義則 主幹 麻生純一 主査 藤原束託

7 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第6号 8月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地造成にかかる一時転用の届出の件

第2号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について

第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

7 その他

(1) 委員活動報告

報告者： [農業委員] 3番 飯田 隆 委員 [農地利用最適化推進委員] 西有田区域担当 中嶋 ひとみ 委員

(2) 8月現地調査

日 時：8月26日(月) 午前9時～

※調査委員のみ

(3) 8月調査委員会

日 時：8月29日(木) 午前9時～

※会長・副会長・調査委員

(4) 8月定例総会

日 時：9月9日(月) 午後2時～

会 場：7階 大会議室

(5) その他

- ・ 7月分 活動記録簿・農地利用最適化活動の記録メモの提出日
- ・ 7月分 戸別訪問聞き取り用紙・集計表の提出日

<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、5番 河津農業委員、13番 平川農業委員から、欠席のご連絡を頂いております。</p> <p>日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りさせていただきます。</p> <p>議事進行上、発言される方は挙手をして、議長の指名の後に発言をされるようお願いいたします。</p> <p>携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくかマナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することになりますので、これより会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、こんにちは。</p> <p>暑い中のご出席、誠にありがとうございます。</p> <p>7月19日の日に、県の行政書士会の会長と日田支部長がお見えになりました。</p> <p>〇〇案件でございますが、事実を確認した後に、謝罪の言葉を頂きました。</p> <p>私たちといたしましては、行政書士とは信頼関係のみしかないので、申請に対しましては、チェック等の時間がかかるために、許可等が遅くなる可能性がありますよ、ということをお伝えしております。</p> <p>そのあと、再発防止策等について、検討していただいているところでございます。</p> <p>これで、日田市農業委員会といたしましては、この件につきましては終わりとしたい、と思っております。</p> <p>また7月30日、市議会の産業建設委員会委員の方々に現地確認をしていただきました。</p> <p>場所は、上津江の白草地区と中津江地区の二カ所でございます。</p>

特に、急傾斜地における管理、農地の維持、また災害への対応等を協議していただきました。
中山間地の作業の大変さを見ていただきましたので、また、これから委員の皆様も市議会議員の方々にお会いするときは、こういう状態なんですよ、ということも付け加えていっていただきたいと思います。

それでは着座いたしまして、議事進行してまいりたいと思います。
会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。

(異議なしの声)

議 長
(石井照久)

それでは議事録署名委員、8番の湯浅正徳委員、12番の中島幸一郎委員のお二方をお願いしたいと思います。

それから、議案訂正がございましたら、事務局お願いいたします。

事務局
(今田秀樹)

はい。

今回の議案では議案訂正がございませんが、6月の定例総会、先月の議案書の訂正がございますので、ここで説明させていただきたいと思います。

訂正箇所は、議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請の件、11頁の18番、ここの賃借人の○の苗字の漢字が間違っておりました。

賃借人は○さんです。

この○さんの苗字の○の「○」の字が、「〇」となっておりましたので、ここで、「○」の「○」に訂正させていただきたいと思います。

その報告とともに、二度とこのようなことがないように気をつけますので、お詫び申し上げます。

以上です。

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>では、早速、議案の審議に入りたいと思います。 今回の調査委員は、2番 中島浩司委員、4番 穴井浩司委員、16番 井上俊勝委員の3名の方でございました。 調査委員長は、16番の井上俊勝委員の方をお願いしたいと思います。 それでは調査委員長、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (井上俊勝)</p>	<p>今月の調査委員長の井上です。 よろしくお願いいたします。 先月の25日に、副会長と、それから4番の穴井さんと職員4名の方で、調査をいたしました。 あと詳しい内容につきましては、職員の方から説明があると思いますので、よろしくご審議頂きますようお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 はい1頁ですね、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件、3件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。 議案1頁、議案第1号 農地法第3条についてです。 今月は3件申請がありました。 番号33、前津江町大野〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が1,564㎡です。 譲渡人は日田市中釣町の〇さん、譲受人は日田市前津江町の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。スライドに行きます。県道日田鹿本線を前津江振興局方面に進んだ下方地区公民館付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が横に長いので、写真方向を二つに分けて撮っております。こちらが写真方向①の写真にな</p>

<p>調査委員長 (井上俊勝)</p> <p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ります。こちらが写真方向②の現地になります。</p> <p>続いて番号34、天瀬町本城〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が233㎡です。</p> <p>譲渡人は日田市天瀬町の〇さん、譲受人は日田市清岸寺町の〇さんです。譲受人の申出により譲り渡したい、譲り受けて柚子等を栽培したい、とのことでの申請です。スライドに行きます。広域農道スカイファームロード日田を天瀬本城方面に進み、本城の仮迫信号の手前のところの赤い丸のところのところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。こちらが現況の写真です。</p> <p>続いて番号35、天瀬町五馬市〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が421㎡です。</p> <p>譲渡人は日田市天瀬町の〇さんで、譲受人は日田市天瀬町の〇さんです。規模縮小のため譲り渡したい、譲り受けて新規就農・家庭菜園をしたい、とのことでの申請です。スライドに行きます。先ほどの広域農道スカイファームロード日田を天瀬本城方面に進みまして、日田市天瀬農業公園の方に右折しました赤い丸のところの農地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現況の写真になります。</p> <p>3条は以上になります。</p> <p>それでは現地調査にご同行頂いた調査委員長から、ご意見を頂こうと思います。</p> <p>今回はあんまり件数がなかったわけなんですけど、一応私どもといたしましては、特に問題はないと思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それではチェックシートについてです。資料No.1の1頁目が、農地法第3条についてになっています。全てに該当しないことが条件になります。書類審査、現地確認で該当しないことを確認しています。</p> <p>議案第1号は以上になります。</p>
-----------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 事務局の報告及び調査委員長の報告にあるように、許可との結論でございます。 皆さんの中で何かあればご発言頂きたいと思います。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、なかったら、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認頂きましょうか、ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。 引き続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、2件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局 (藤原束託)</p>	<p>はい。 私から議案書3頁、議案第2号 農地法第4条の申請について説明いたします。 今月は2件の申請が出ています。 番号15、申請地は大山町西大山〇の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は238㎡です。 申請人は大山町西大山の〇さんです。申請理由は、申請地を使い駐車場及び資材置場として使用したい、とのことです。場所の説明です。国道212号を松原ダム方面に進み、旧鎌手小学校手前を左折した赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。 次に番号16、申請地は大字三和〇、〇、〇の計3筆の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。合計面積は1,274.17㎡です。 申請人は日田市財津町の〇さんです。申請理由は、申請地を使い共同住宅用地として使用したい、とのことです。場所の説明です。国道212号を花月方面に進み、五葉苑さん手前を左折して50メートルほど進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。 以上、4条は2件です。</p> <p>それでは現地調査にご同行頂いた調査委員長からご意見を頂こうと思います。</p>
<p>調査委員長 (井上俊勝)</p>	<p>今、職員の方に説明をしていただきましたが、特に問題はないと思いますので、よろしく審議して頂きますようお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原束託)</p>	<p>ありがとうございました。 それではチェックシートについてです。資料No.1の2から3頁が農地法第4条についてになっています。全てに該当しないことが条件です。 以上です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように、問題は無いというような意向でございます。 皆さんの中で何かあればご発言を頂きたいと思えます。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法第4条第2項及び第6項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認頂きましょうかご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので議案第2号は原案どおり許可相当といたします。 続きまして4頁です。 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件、3件でございます。 事務局の説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>議案書4頁、議案第3号 農地法第5条についてです。</p> <p>今月は3件申請がありました。</p> <p>番号19、申請地は上津江町川原の第2種農地です。地目は登記簿 田、現況 畑です。面積は323㎡です。譲渡人は北九州市小倉南区の○さんです。譲受人は日田市上津江町川原の○さんです。申請理由は、申請地を購入し植林用地として使用したい、とのことです。場所の説明です。県道天瀬阿蘇線を上津江振興局方面へ進み、途中、株式会社トライウッドエコ商品事業部さん手前を左折し、約2キロ進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。</p> <p>続きまして番号20、申請地は日田市淡窓二丁目○・○・○・○、計4筆の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。4筆の合計面積は1,439㎡です。</p> <p>譲渡人は日田市港町の○さんです。譲受人は日田市田島本町の○さんです。申請理由は、共同住宅用地として使用したい、とのことです。場所の説明です。日田中央病院さん横、市道亀山丸ノ内線を北に200メートルほど進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。農地が広いため、写真を2枚に分けております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。</p> <p>続きまして番号21、申請地は大字庄手○の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は1,430㎡です。</p> <p>こちらの案件は賃借契約での申請となっています。賃貸人は福岡県北九州市門司区の○さんです。賃借人は東京都千代田区の○さんです。申請理由は、申請地を店舗用地として使用したい、とのことです。場所の説明です。国道212号玉川バイパス、日ノ隈交差点横の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。</p> <p>以上、5条は3件となります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行頂いた調査委員長からご意見を頂こうと思います。</p>
-----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>調査委員長 (井上俊勝)</p>	<p>今の3件でございますが、私どもといたしましては、特に問題は無いと思いますが、皆さんの方でご審議をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ありがとうございました。 それではチェックシートについてです。資料No.1の4から5頁が、農地法第5条についてになっています。全てに該当しないことが条件です。 以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 事務局の議案説明及びですね調査委員長の説明のあるように、この3件は、問題が無いというような意向でございます。 皆さんの中で何かあればご発言頂きたいと思います。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。 樋口委員どうぞ。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>21番ですが、○が来るということですけど、申請用地は国道等についておりませんけど、隣接の土地と一緒に開発するのかなあと、そういう感じがしておりますけど、そのところが分かれば、今の申請地だけでは、ちょっと○にお客さんが来れないんじゃないかなというように見て取れますけど、左下の元JAさんのガソリンスタンドと一緒にするのかなあというような感じがありますけど、何か土地利用計画等が出ておれば、ご説明頂ければと思います。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局よろしいですか。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。 ガソリンスタンドがあった用地と一緒に使用して広げる形で使用する、ということ聞いております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、よろしいですか。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい、分かりました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ほかに何かございませんか。 推進委員の方、よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認頂きましようか、ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。</p>
	<p>調査委員長、終わりでございますので一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (井上俊勝)</p>	<p>慎重なご意見ありがとうございました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。 お疲れさまでした。 それでは、6頁です。</p>
	<p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございます。新規2件、再設定2件でございます。</p>
	<p>この中に議事参与の方が居られますので、退出をお願いしたいと思います。</p>
	<p>19番の河津裕治委員でございます。</p>
	<p>(河津裕治委員退室)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、19番の河津委員の案件でございます。 6頁のNo.141、借り手 河津裕治でございます。 よろしいですか、この件に関しまして。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>(河津裕治委員入室)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農地利用集積計画の適否についての判断を依頼されております。それぞれの委員の方々のエリアにおいてご確認願いたいと思います。問題があれば挙手して発言をお願いしたいと思います。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。 それでは、計画要請の内容は、別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。 ご意見がなかったらご承認頂きませんか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 承認いたします。 8頁です。議案第5号 現況証明書の発行についてでございます。5件でございます。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。 議案書の8頁、議案第5号 現況証明書の発行についてでございます。今月は5件申請がございます。 まず番号17、上津江町川原〇で、登記簿は田、現況は山林、面積は2,678㎡でございます。 申請人は北九州市の〇さんです。先ほど4頁の5条で出ました19番でございますけれども、植林用地の道を挟んで反対側になっております。場所は、県道天瀬阿蘇線を上津江振興局方面に向かしまして、浦集落方面に左折し、青龍寺さん前を通り過ぎた赤い丸で示したところでございます。航空写真で見ますと、このようになっております。こちらが拡大した航空写真で赤い線のところが申請地でございます。こちらの方が字図です。写真方向を①と②から撮影いたしました。まず①の現況写真です。杉や桧、雑木が見られているところでございます。②の方に行きます。②も同様の写真でございます。こちらは発行基準が4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備を著しく困難な土地、に該当するものでございます。 続きますして番号18、大字西有田〇、登記簿は畑、現況は山林、面積は200㎡でございます。 申請人は大字西有田の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため申請するもの、でございます。場所は、国道212号を北上し、済生会日田病院の前の交差点を右折し、東に進み、坂井町公民館付近を通り過ぎて、光薫寺日田別院さんを過ぎて、北上した赤い丸のところでございます。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが拡大した航空写真で赤い線のところが申請地でございます。字図でございます。写真方向を①と②から撮影しました。①の現況写真です。周囲は木々に囲まれており、実はこの写真自体を暗かったものですから、明るく加工している写真でございますが、現地は薄暗く、栗や木の雑木が見られます。②の写真です。こちらも同様の写真となっております。こちらは発行基準の4、森林の</p>

様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するもの、でございます。

続きまして番号19、大字内河野〇ほか4筆、全て登記簿は畑、現況は山林、合計面積は1,405㎡となります。

申請人は福岡市の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するためです。場所でございますけれども、五和振興センターや石井小学校付近を南下して、右折し、内河町公民館をさらに右折した赤い印の場所でございます。航空写真で見ますと、このようになっております。こちらが拡大した航空写真です。字図でございます。写真方向を①から③で撮影いたしました。まず①の写真です。次に②の写真になります。次が③の写真です。写ってますとおり、杉や雑木、竹で覆われた状況になっている、という状況です。こちら発行基準の4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備を著しく困難な土地に該当するもの、でございます。

続きまして番号20、大字高瀬〇、登記簿は田、現況は宅地、面積は156㎡です。

申請人は大字高瀬の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用しましたが登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するものです。場所は県道小畑日田線を南下しまして、南部中学校前を過ぎて、日田高瀬郵便局前を右折した赤い印の場所でございます。航空写真で見ますとこのようになっております。次は拡大した航空写真です。字図です。現況写真でございます。この申請地は、昭和33年6月7日、指令農開第2376号で5条許可を受けた宅地分譲地でございます。発行基準の2、農地転用許可申請書に記載した目的どおり転用され非農地化した土地に該当するもの、でございます。

最後でございますけれども番号21、大字小迫〇、登記簿は畑、現況は宅地、面積は463㎡でございます。

申請人は大字小迫の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用しましたが登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもの、でございます。場所でございますけれども、国道212号の吹上町玉川バイパスから小迫トンネルを抜けて、小迫公民館の手前の赤い印の場所でございます。航空写真で見ますと、このようになっております。こちらが拡大した航空写真です。こちらは字図です。写真方向を①から②で撮影しました。①の現況写真です。続いて②の現況写真です。この申請地は、昭和49年2月2日、指令

<p>推進委員 (石川元和)</p> <p>事務局 (武内義則)</p> <p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p> <p>事務局 (武内義則)</p>	<p>農政24-504号で4条許可を受けたものでございます。ここは以前、製材所として営業しておりましたが現在は移転しております、作業棟には製材所の名残が見受けられたものでございます。こちらも発行基準の2、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され非農地化した土地に該当するもの、でございます。</p> <p>以上の案件につきまして、地区ご担当の推進委員さんからご意見を頂こうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>番号の17、上津江・中津江地区の石川推進委員さん、お願いいたします。</p> <p>上・中津江地区の石川です。 7月20日、事務局と現地調査に行っていました。 問題は無いと思います。 ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。 続きまして番号18、西有田地区の中嶋推進委員さんお願いいたします。</p> <p>西有田地区の中嶋です。 現地を見に行きまして、日あたりも悪く、暗く、また猪等も出てるような場所なので、農地としては無理だろうなっていう感じがありましたので、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ありがとうございます。 続きまして番号19、日田・五和地区の末武推進委員さん、お願いします。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>推進委員 (末武正則)</p>	<p>もう山林の状況でございます。 これは非農地として間違いありません。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>ありがとうございます。 続きまして議案番号の20、高瀬地区の野村推進委員さん、お願いします。</p>
<p>推進委員 (野村常雄)</p>	<p>はい、高瀬地区の野村です。 現地確認をして、目的どおり宅地として使用されておりますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 最後に番号21、朝日地区の平川推進委員さん、お願いいたします。</p>
<p>推進委員 (平川静雄)</p>	<p>朝日地区の平川です。 23日に現場確認に行きました。大丈夫、問題ありません。 よろしくをお願いします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい、ありがとうございました。 事務局からの説明は以上でございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 議案第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行についてでございます。 皆さんの中で何かあればお受けしたいと思います。 ありませんか。 それでは現況証明書を発行してよろしいでしょうか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>はい、それでは現況証明書（非農地証明書）を発行いたしたいと思います。</p> <p>はい。</p> <p>ここで事務局をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。</p> <p>すいません。</p> <p>これで報告がございませぬ。</p> <p>令和6年の6月10日の開催の総会におきまして、4番委員さんの方から、非農地証明において現況を複数記載した議案の場合、登記の地目は何になったか、という質問がございましたので、これまで2件ございましたのでご報告いたします。</p> <p>まず令和6年の1月9日の開催の総会、非農地証明番号No.32でございました。</p> <p>現況を山林と宅地で承認を頂きました。大字求来里〇でございませぬ。こちらが航空写真で、こちらは宅地部分の写真でございませぬ。こちらは山林の方で登記がされておりました。</p> <p>続きまして令和6年6月10日の開催の総会です。</p> <p>非農地証明番号がNo.12、現況を宅地と山林で承認を頂きました。大山町の西大山〇、黄色くしてるところでございませぬ。こちら現況写真でございませぬ。これも山林で登記がされておりました。今回申請した非農地証明の全体を考慮して、山林と登記されたんじゃないか、聞いておりました。</p> <p>実を言うと、最初に、山林は無理かなという思いもあったそうなんですけども、法務局の方が全体を考慮して山林ということで、登記がされてるみたいでございませぬ。</p> <p>こちらの現況の写真ですけども、報告は以上でございませぬ。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 4番の穴井委員、よろしいですか。 今の説明でよろしいですか。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>はい。分かりました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは次の頁、11頁に移りたいと思います。 議案第6号 8月の調査員の選任につきましてです。 日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。 私からの指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、6番の川良澄子委員、18番の梶原真悟委員、19番の河津裕治委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、次に報告に入りたいと思います。</p> <p>(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)</p>

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 6年 月 日

議 長 会 長

署 名 委 員 8 番

署 名 委 員 12 番